

東歯大同窓会 創立130周年 記念誌を発行



東京歯科大学同窓会は創立130周年記念誌Ⅱ写真Ⅱを昨年12月15日付で発行した。8月31日に開かれた記念式典・講演会と祝賀会

の振り返りを中心に、記念講演の内容も詳しく掲載。同窓会と大学の年表や、関連事業についても紹介している。

特に120周年以降の10年間については、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響をはじめ、同窓会を取り巻く環境の変化なども整理している。

衛生士の浸潤麻醉で 経緯の大切さを強調

東歯大・
石井監事

2024年から厚労省などで議論された歯科衛生士による浸潤麻醉の問題は、「う蝕の洪水」時代に起こった無軌道な診療補助



合同例会を行っ
た6学会は、日

本医史学会、日本業史学会、日本獣医史学会、日本歯科医史学会、日本看護歴史学会、洋学史学会(発表順)

が影響しており、歴史的経緯を踏まえた議論が必要。旧・厚生省で歯科衛生士の地位向上に取り組んだ東京歯科大学監事の石井拓男氏が、昨年12月20日に二松学舎大学(東京都千代田区)で開催された医学史系の6学会合同例会(●)で経緯を説明した。

石井氏は、「歯科衛生士」の黎明期からの歴史に言

及。1913年にアメリカで生まれた歯科衛生士は、「予防処置」の担い手として段階的に発展した。日本

でも、ライオンの小児歯科施設などが歯科衛生士の育成を行ったが、制度としては整備されなかった。

日本で歯科衛生士の制度が発足したのは、1947年に保健所で口腔衛生の業務を行うようになったのがきっかけ。これまでの人員では対応できないため、口腔衛生士の担い手として歯科衛生士の育成、配置を始めたものの、当時の保健所の財政状況で雇用できるところは少なく、育成された歯科衛生士の配置が課題となったという。

そのため、新たに保健看護法の除外規定を設けて歯科衛生士による診療補助業務を認め、歯科医院での勤務をしやすいところ、昭

和30年代からのう蝕急増による歯科医師不足に直面。「診療補助」の解釈を広げて、抜歯、根管治療と並んで麻酔処置も歯科衛生士が行うようになり、裁判で有罪判決が出る社会問題となった。

医師会、日本歯科医学会を中心として診療補助の範囲について議論が始まり、平成14年に看護師による静脈注射が認められたのが契機となり、「絶対的医行為」(医師・歯科医師でなければ認められない)、「相対的医行為」(医師・歯科医師

の指示による診療補助が認められる)の範囲を明確にする動きが進んだ。

石井氏は、現在の歯科衛生士の浸潤麻酔の議論においても、こうした歴史的経緯を踏まえた慎重な議論が必要だと強調した。